

いわない怒涛まつり企画運営業務 企画提案指示書

1 目的

本企画提案指示書は、「いわない怒涛まつり」を開催するにあたり、企画運営業務等を受託する候補者を選定し、町民が楽しめるイベントを実施するとともに、岩内町の魅力発信による交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることを目的に定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

いわない怒涛まつり企画運営業務

(2) 業者選定方法

選定方法は、提出された提案書の書類審査のみで行い、プレゼンテーションは実施しない。

選定にあたっては、審査委員会を開催するものとし、審査は、いわない怒涛まつり企画運営業務簡易公募型プロポーザル審査委員が実施する。

審査委員は、別に定める評価基準に基づき、提案書による提案内容、業務遂行能力及び見積価格等の評価により、最も点数が高かった業者を受託候補者とする。

なお、提案書の内容等を評価するために必要と認められる場合は、審査委員が候補者に対し、ヒアリングを求めることができる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日までを予定

(4) 見積価格上限

3,370,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 業務内容

次項の表に示す項目を実施すること。

また、業務完了後に報告書を作成すること。

業務内容

業務項目	業務詳細
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会の企画 運営業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画運営会議は4月から10月の期間において開催する。(月最低1回の来訪をし、その他Web会議の参加も可) ・ 祭り会場及びステージレイアウトに係る助言 ・ 祭りプログラムに関する提案資料作成 ・ 出演者に関する提案・調整 ・ 常設イベントに関する助言 ・ タイムスケジュール等運営に関する提案 ・ 祭り全体の運営に関する提案
<ul style="list-style-type: none"> ・ ステージイベント 企画・運営業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステージイベント事前調整等 ・ ステージイベント等台本の作成等 ・ 当日のステージイベント運営、進行等 ・ 雨天時屋内ステージイベント対応 ・ ステージイベント統括管理者配置 ・ ステージイベント運営スタッフ配置 (イベント運営に必要な人数) ・ 司会業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ ステージ設置・撤去 ・ 音響・照明操作 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外ステージ設置 (概ね7.2m×3.6m)及び撤去 ・ 音響照明イントレ・トラス施工 ・ 照明、音響機材の設置 ・ ステージ装飾 ・ 当日の音響操作、照明操作

4 参加資格

(1) 複数の法人による連合体 (以下、「コンソーシアム」という。) 又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、

道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は他の地方公共団体等と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 契約締結までの間に、岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

(イ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問書の提出及び回答は次のとおりとし、提出に際しては質疑書（様式第1号）に記載の上、電子メールにて提出すること。その際、件名を「いわない怒涛まつり企画運営業務に関する質問（貴社名）」とすること。

なお、電子メール以外による質問は受け付けないものとし、メール送信した旨を電話連絡すること。

(1) 提出期限

令和7年3月14日（金）13時まで【必着】

(2) 回答方法

電子メールにて回答する。

(3) 留意事項

- ア 本指示書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。
- イ 提出期限を過ぎたものは受け付けないものとする。

6 参加表明手続

参加希望者は、期限までに次の各号に掲げる書類を提出すること。

なお、期限までに提出しない者または参加資格要件に該当しないと判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

- ア 簡易公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
- イ 申出書（様式第3号）
- ウ 誓約書（様式第4号）
- エ 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
- オ 税を滞納している者でないことがわかる証明書（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））
- カ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- キ コンソーシアムにあつては、協定書の写し

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年3月17日（月）17時00分（必着）

(4) 提出場所

〒045-8555 岩内郡岩内町字高台134番地1
岩内町建設経済部観光経済課観光係 松岡
電話 0135-67-7096

電子メール kanko@town.iwanai.lg.jp

(5) 提出方法

持参または郵送（郵送は簡易書留に限る）

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

① 別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。独自の様式を使用する場合は、各項目を網羅すること。

② 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

(2) 提出部数

ア 紙媒体 7部

（会社名等を記入したもの1部、記入しないもの6部）

イ 提出期限

令和7年3月19日（水）17時00分（必着）

ウ 提出場所

6（4）に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（郵送は簡易書留に限る）

8 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

本業務を円滑に実施できるよう十分な人員を確保し、総括責任者及び業務担当者においては必要な知見、専門知識、ノウハウを有し、委託期間内で実施可能なスケジュール計画となっていること。

(2) 業務実績

過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績を有していること。

(3) 企画提案の適合性

ア いわない怒涛まつり実行委員会の運営に当たっては、実行委員と良好な関係を保ち、より良い方向性となるよう適宜助

言すること。

イ 町民が楽しめるイベントにすることや町外からの誘客促進につながる施策を講ずること。

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の再提出、修正等は一切認めないものとする。
- (3) 提案内容は、全て実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約締結後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- (4) 本プロポーザル以外の契約に関しては、いわない怒涛まつり実行委員会が行うものとし、その指示に従うものとする。
- (5) 審査結果については、文書で通知する。なお、審査経過、評価内容に係る問い合わせ及び審査結果に対する異議及び不服の申し立てには一切応じないものとする。
- (6) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに6(4)記載の担当者まで電話による連絡の上、辞退届(様式第6号)を郵送により提出すること。
- (7) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (8) 企画提案書等のため作成した資料は、いわない怒涛まつり実行委員会の許可なく公表または使用することはできない。
- (9) 本業務の成果品に係る著作権はいわない怒涛まつり実行委員会に帰属する。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。なお、参加者が4者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

10 事務局

いわない怒涛まつり実行委員会

事務局 岩内町建設経済部観光経済課観光係 松岡

Tel:0135-67-7096

E-mail : kanko@town.iwanai.lg.jp